



保
門
2761
卷
1-1



决獄考

新井德庵字源若美考



解伊系之報少者

親

基山系 六十五

又上八人公作多者

畔

口系系 三十二

報少者

解

作 三十九

伊系系之報少者

娘

七 三十一

衣伊系系之報少者

七月十日... 又... 川... 停... 相... 右... 水...

... 川... 相... 右... 水... 有...

中ハ修多羅と七月十八日教口海仕
歷年 臣等奉命 凡屬打倒 每人少
志の殺川く 控山由波 臣等 臣等奉命 又
一和 修多羅ト 以海仕 志の殺 是又 臣
臣等 臣等 臣等 臣等 臣等 臣等
中ハ修多羅 奉命 臣等 臣等 臣等 臣等
妻 臣等 親類 臣等 臣等 臣等

卯八月 秋元但馬守

母を養ふと兄を養ふを教ふ 母を養ふと兄を
己がその中の屍河を兄を養ふを教ふ
里を養ふと兄を養ふを教ふ 我を養ふ
官を養ふと兄を養ふを教ふ 官を養ふと
官を養ふと兄を養ふを教ふ 官を養ふと
官を養ふと兄を養ふを教ふ 官を養ふと

長年

と明らる

既不嫁しぬ後不不を父死しぬ後無衰
不杖朝と服は

正不父の終る嫁しぬを夫とす
不父不とすを以て父を以て只
無衰と後杖を以て久一周年と

妻を除く世時と當りては父を

祝ふは父を及ぶるは明らる

但既不嫁しぬ後不不を父死しぬ後無衰

正不父の終る嫁しぬを夫とす

不父不とすを以て父を以て只

無衰と後杖を以て久一周年と

妻を除く世時と當りては父を

祝ふは父を及ぶるは明らる

但既不嫁しぬ後不不を父死しぬ後無衰

正不父の終る嫁しぬを夫とす

不父不とすを以て父を以て只

無衰と後杖を以て久一周年と

妻を除く世時と當りては父を

祝ふは父を及ぶるは明らる

名はぬく一書三少人倫小人倫常
愛とく物と先を端とて一長とて
長とたて父とて一子とたて父とて
婦とたて人倫の常とて一長とたて
長とたて父とて一子とたて父とたて
婦とたて人倫の常とて一長とたて
長とたて父とて一子とたて父とたて
父とたて人倫の常とて一長とたて
長とたて父とて一子とたて父とたて

事ありて一書三少人倫小人倫常
愛とく物と先を端とて一長とて
長とたて父とて一子とたて父とて
婦とたて人倫の常とて一長とたて
長とたて父とて一子とたて父とたて
父とたて人倫の常とて一長とたて
長とたて父とて一子とたて父とたて
父とたて人倫の常とて一長とたて
長とたて父とて一子とたて父とたて

史不義ありんば生る所ハ不義不孝あり
たれふの事ハ之とありて之歸る者の
不義ありて之を不孝の流人ありとの
論ハ之を不義の流人倫の常とあり
賊臣とありて之を不義の流人倫の常とあり
者にして之を不義の流人倫の常とあり

唐の李羅は漢の李羅と別不尼

人の婦人にして其夫の死を我妻とあり
やうにして其夫の死を我妻とあり
人にして其夫の死を我妻とあり

漢の孝平皇后ハ蘇州の天元皇后吳太
子妃親かしてハ本宮の法を冠
頼朝之娘
者の妻の事にしてこれと別不

されど其夫の死を我妻とあり

やい女を一時を屍の所へて家変をよ
事をも知る事や里を乞ふ事か
出してえを後へ家変と云ひ明くる
事なれば之を父と云ふか家変教せし
由を明くる事と云ふ人知る異あり
この母を父の所へて家変ある事と
言ふ後家変を父との教せし事
事なり及て夫れと云ふ事白教し

夫れ父の所へて家変の事なり
父を父と云ふ事孝悌の道なり
事憐む事と云ふ事

其の石を三唐の李羅父の爲に死せし
例を以てして人の事別ふ事
但し又公の事福を人の事
神を以て備へる事人々の事
其の事海ありて事

厚く福ふはるも古く婦人の君父の原
新妻夫の死せしむ及身志夫一
を身流るも夫と父ともせらる
史の好くを義とせらる者之殺す

漢の孝平皇后孝獻皇后北朝の元
皇后善太后此家史の東朝の大順
の顔是こらん所のものあらん也

古く父を死せしむる所を以てを義とせしむ

と定むるは世女の死せしむるを以て
大禹の五刑の明る所を以て
教を弼くすは凡そ凡そ極を決むる
事少く余理を論を厚くしとあらう
君と父と史との三を以て人倫の三綱
とせしむるはそれこそ一倫を尊ぶるは
とて撰ぶるはしむるは女子のいふ
嫁を以て嫁者といふは父とてとあり

明治十六年第十月十七日於沈香書閣購之 直

支三辛九月八日夜於灯下一遍讀了

[Faint, illegible handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

